



内閣府 説明資料

内閣府犯罪被害者等施策推進室

政府における犯罪被害者等施策の推進

○総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、平成16年12月1日、犯罪被害者等基本法が議員立法により成立。

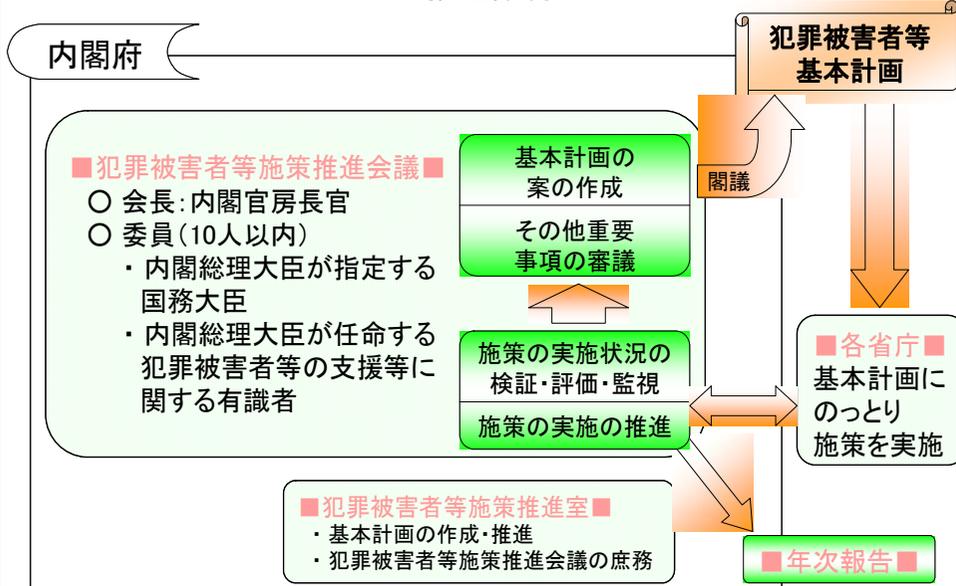
国、地方公共団体、民間団体等が連携・協力すべきことを明記

○平成17年12月、犯罪被害者等基本計画を閣議決定。4つの基本方針、5つの重点課題の下、258に上る具体的施策を位置付け。

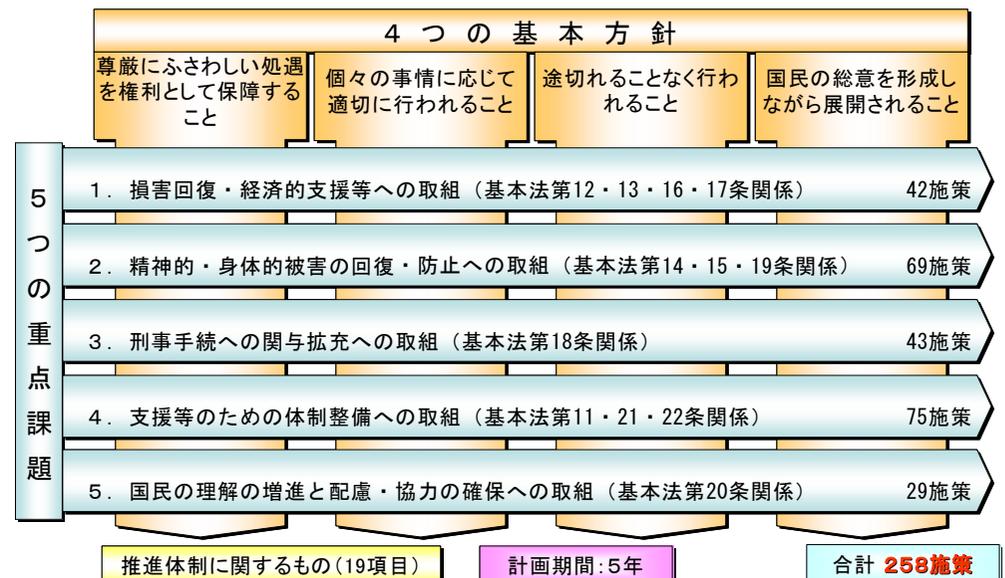
○平成18年4月、基本計画推進専門委員等会議と3つの検討会（※）を設置。平成19年11月に最終取りまとめを推進会議に報告。

（※）「経済的支援に関する検討会」「支援のための連携に関する検討会」「民間団体への援助に関する検討会」

推進体制



4つの基本方針、5つの重点課題



～犯罪被害者等基本計画策定3年を経過して～

○ 検討課題とされた施策の実現

○ 犯罪被害給付制度の拡充

経済的支援に関する検討会の最終取りまとめを受け、犯罪被害給付制度の充実を図るため、平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、7月から関係政令などとともに施行。これにより、障害給付金や遺族給付金の最高額が引き上げられ、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけられるとともに、重傷病給付金については休業損害を考慮した額を加算。

○ 刑事裁判における被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の創設

自己の被害に係る刑事裁判に参加したいなどの被害者の要望に応え、平成18年9月から約6ヶ月間の法制審議会における審議を経て、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度（被害者参加制度）の創設などを内容とする法案を国会に提出し、国会審議を経て、平成19年6月に刑事訴訟法等を改正。平成20年12月から被害者参加制度を施行。被害者参加人のための国選弁護制度も平成20年4月の法改正により創設され、同制度の運用開始と合わせ、施行。

○ 損害賠償命令制度の創設

被害者等による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成果を利用して簡易かつ迅速に解決できるよう、上記のとおり法制審議会での審議を経て、平成19年6月に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律が改正され、平成20年12月から施行。

○ 少年審判における傍聴制度の創設等

少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、法制審議会での審議を経て、少年審判における傍聴制度の創設等を内容とする法案を国会に提出し、審議の結果、平成20年6月に少年法が改正され、同年12月から施行。

○ 関係機関・団体の連携強化、民間団体への支援のための取組

犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（平成20年12月）、研修カリキュラム・モデル案（平成21年3月）を作成。

都道府県・政令指定都市に期待すること
～ 施策担当窓口部局として ～

医療、福祉、住宅、雇用等多岐にわたる支援を可能とするためには、地方公共団体の取組が不可欠

1 施策の総合的な推進に係る企画・調整

- 条例・計画の策定 ～ 横断的な取組を進めやすくする有効な方法
- 都道府県・政令指定都市独自の取組についての企画立案 など

2 関係機関・団体間の連携の促進

- 関係機関・団体との連携の窓口としての機能
- (都道府県)管下市町村への情報提供、助言や市町村職員向け研修会等の開催
- 被害者団体、民間被害者支援団体への援助 など

3 相談・情報提供

- 犯罪被害者等のための総合的対応窓口の設置 など

4 広報啓発

- 犯罪被害者の置かれた状況についての住民の理解の促進 ～ 「犯罪被害者週間」の取組
- 青少年に対する犯罪被害の深刻さや命の大切さに関する啓発
- 総合的対応窓口や各種支援制度の周知 など

犯罪被害に遭った住民やその家族が、
途切れなく適切な支援が受けられる
地域社会づくり

地方交付税措置

- 平成20年度から、都道府県の犯罪被害者等施策の総合的な推進に要する経費として、普通交付税が措置されている。

包括算定経費
企画費(共生社会推進費)の一部

総務省へ要望した内容

犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画の策定等により、新たに施策担当窓口部局が担うこととなった事務について、以下のものを普通交付税算定基準に盛り込むこと

- 1 地域における施策の総合的な推進に関する企画立案・調整(基本法3条3項、5条、7条、23条)
 - ・ 地方公共団体の施策に係る総合調整を目的とする庁内連絡会議等の開催など
- 2 犯罪被害者等に対する総合的な相談・情報提供等(基本法11条)
 - ・ 犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応する「総合的な対応窓口」の設置、運営など
- 3 広報啓発(基本法20条)
 - ・ 地方公共団体の施策の全体像や地域社会全体で犯罪被害者等を支える必要性に対する理解を深めるための講演会・シンポジウムの開催
 - ・ 地方公共団体の施策の全体像や地域社会全体で犯罪被害者等を支える必要性に対する理解を深めるためのポスター・リーフレット類の作成・配布など
- 4 調査研究・人材育成(基本法21条)
 - ・ 地域の実態把握のための調査
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる都道府県・市町村の職員向け研修など

平成21年度に内閣府が実施予定の主な事業

○ 犯罪被害者等基本計画の見直しに向けた検討等の実施

- ・ 現行の犯罪被害者等基本計画は平成22年度末までを計画期間としているため、新たな計画の策定に向けた検討を開始する。
- ・ 民間団体への支援の在り方、海外での犯罪被害者への経済的支援等についての検討を行う。

○ 各種調査事業

- ・ 地方公共団体における犯罪被害者等施策への取組状況を把握するため、全ての都道府県、政令指定都市、市町村に対しアンケート調査を実施するとともに、先進的な取組を行っている地方公共団体への訪問調査を実施する。
- ・ 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援民間団体の体制、活動内容、行政へ期待する支援等について、アンケート調査等を行う。（調査対象団体は公募予定）

○ 犯罪被害者支援ハンドブック作成支援事業

内閣府の「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を踏まえた都道府県版ハンドブックの作成を支援する。（事業対象県：青森、岩手、福島、茨城、石川、滋賀、鹿児島）

○ 地方公共団体職員向け研修事業

全国を6ブロックに分け、都道府県及び市町村の犯罪被害者等施策担当職員向けの研修を実施する。（開催地：山形、埼玉、富山、兵庫、島根、長崎）

○ 広報啓発事業

- ・ 北海道、茨城、神奈川、長野、静岡、京都、静岡市において、それぞれの地方公共団体の企画に基づく啓発事業（広報啓発モデル事業）を実施する。
- ・ 「犯罪被害者週間」の時期を中心に、「国民のつどい」中央大会のほか、北海道、神奈川、奈良、沖縄において同地方大会を開催する。
- ・ 小学校高学年～中学生向け啓発用DVDを作成する。



平成20年度 犯罪被害者週間ポスター

○犯罪被害者等支援ハンドブック(仮称)の作成、備付

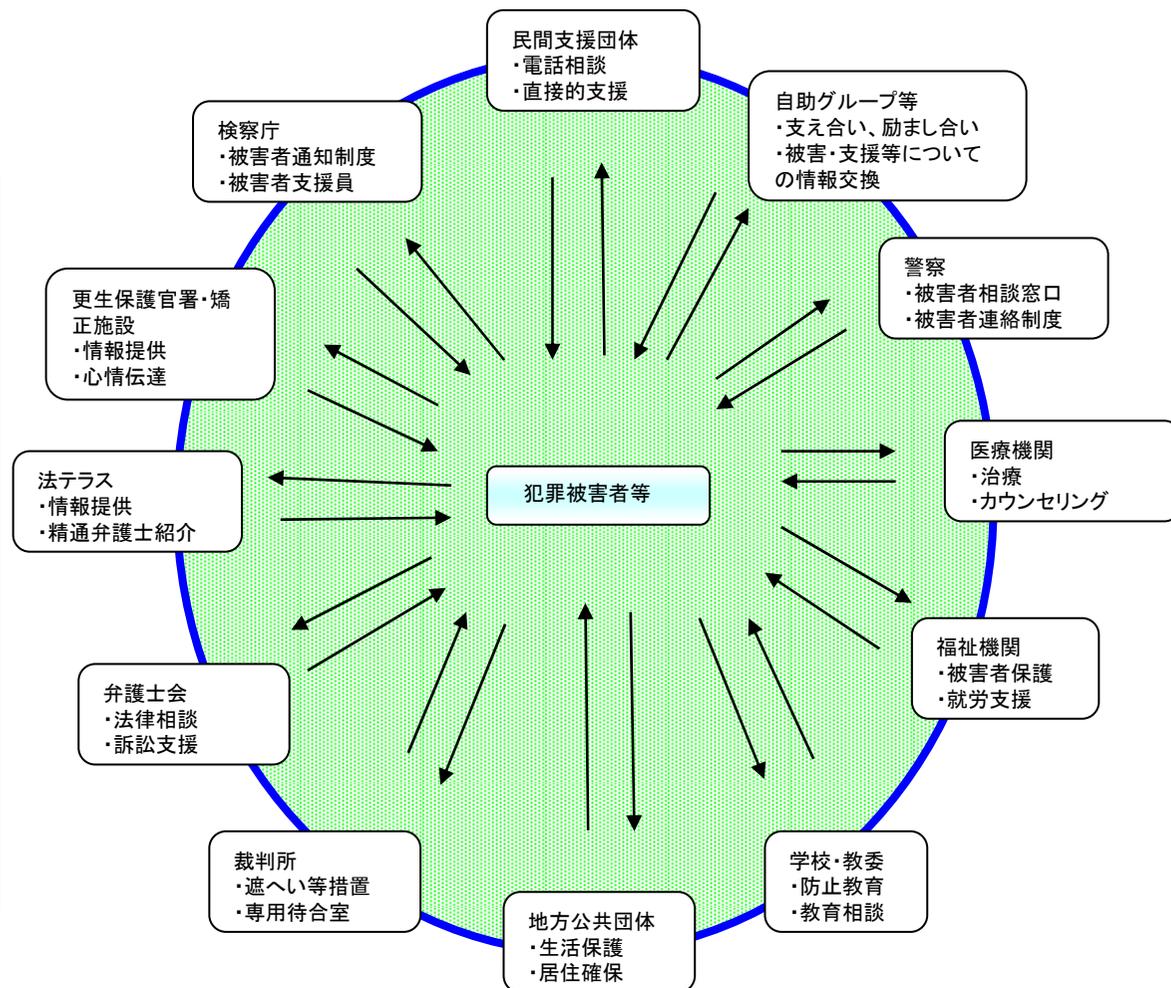
- 犯罪被害者等の必要とする支援は多種多様であり、異なる制度や機関・団体の継ぎ目を「橋渡し」するためには、関係機関・団体の連携ネットワークの充実・強化が重要
- 関係機関・団体相互の役割分担や連携方法等についての認識や支援・連携のために必要な知識を共有するため、犯罪被害者等支援ハンドブックを作成、備付

○ 国によるハンドブック・モデル案の作成

- 上記ハンドブック作成について、全国標準の内容を確保するため、国においてモデル案を示す

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」 ～ 骨子～

- ① 支援に携わる者の心構え及び留意事項
 - ・ 犯罪被害者全般に共通すること
 - ・ 家族・遺族に関すること
 - ・ 性犯罪被害者に関すること
 - ・ DV被害者に関すること
 - ・ ストーカー被害者に関すること
 - ・ 児童虐待被害者に関すること
- ② 犯罪被害者等に提供すべき情報
 - ・ 紹介先機関・団体が提供する支援内容(支援に係る費用の有無を含む。)
 - ・ 紹介先機関・団体の担当部署及びその連絡先
- ③ 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報
 - ・ 最低限伝達が必要な事項(犯罪被害者等の申告内容(犯罪等被害の概要、要望等)、紹介元機関・団体における支援内容等)
 - ・ 状況に応じて伝達することが望ましい事項(これまで対応した機関・団体と支援内容の履歴、支援における留意点 等)
- ④ 関係機関・団体の概要、犯罪被害者等支援関連業務の内容、住所、連絡先の一覧
- ⑤ 簡易な犯罪等被害の申告を行うための書式の例示(「犯罪等被害申告票(仮称)」)



都道府県条例の制定状況

平成21年4月1日現在

	条例の有無	条例名	備考
北海道	×		
青森県	×		
岩手県	○	岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	15条
宮城県	◎	宮城県犯罪被害者支援条例	
秋田県	×		
山形県	×		
福島県	○	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	21条
茨城県	○	茨城県安全なまちづくり条例	15条
栃木県	○	栃木県安全で安心なまちづくり推進条例	21, 22条
群馬県	×		
埼玉県	○	埼玉県防犯のまちづくり推進条例	17条
千葉県	○	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例	27条
東京都	×		
神奈川県	◎	神奈川県犯罪被害者等支援条例	21. 4. 1施行
新潟県	○	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	26条
富山県	×		
石川県	×		
福井県	×		
山梨県	×		
長野県	×		
岐阜県	○	岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	23条
静岡県	×		
愛知県	○	愛知県安全なまちづくり条例	33~35条
三重県	×		
滋賀県	×		
京都府	○	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	15~17条
大阪府	×		
兵庫県	○	地域安全まちづくり条例	15条
奈良県	×		
和歌山県	○	和歌山県安全・安心まちづくり条例	28条
鳥取県	○	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例	23条
島根県	○	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	25条
岡山県	×		
広島県	×		
山口県	×		
徳島県	×		
香川県	○	香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例	13条
愛媛県	×		
高知県	×		
福岡県	×		
佐賀県	×		
長崎県	×		
熊本県	×		
大分県	×		
宮崎県	×		
鹿児島県	×		
沖縄県	○	ちゅらうちな一安全なまちづくり条例	25~28条

◎は犯罪被害者支援に特化した条例(2県)

○は犯罪被害者支援の項目の盛り込まれた条例(16府県)

犯罪被害者等施策担当窓口・犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況

平成21年4月1日現在

		①施策担当窓口部局の確定状況				②相談・問い合わせに対応する窓口の設置状況			
		市区町村数	確定済み市区町村数	(%)	順位	都道府県設置状況	設置済み市区町村数	(%)	順位
1	北海道	180	170	94.4%	29	○	67	37.2%	22
2	青森	40	40	100.0%	1	○	5	12.5%	36
3	岩手	35	35	100.0%	1	○	10	28.6%	28
4	宮城	36	36	100.0%	1	—	2	5.6%	41
5	秋田	25	25	100.0%	1	○	25	100.0%	1
6	山形	35	25	71.4%	38	○	18	51.4%	17
7	福島	59	48	81.4%	31	○	32	54.2%	15
8	茨城	44	33	75.0%	33	○	0	0.0%	45
9	栃木	30	30	100.0%	1	○	30	100.0%	1
10	群馬	38	34	89.5%	30	○	34	89.5%	10
11	埼玉	70	52	74.3%	35	○	21	30.0%	26
12	千葉	56	28	50.0%	45	○	11	19.6%	31
13	東京	62	43	69.4%	39	○	33	53.2%	16
14	神奈川	33	26	78.8%	32	○	13	39.4%	21
15	新潟	31	23	74.2%	36	—	8	25.8%	29
16	富山	15	11	73.3%	37	—	10	66.7%	13
17	石川	19	19	100.0%	1	○	19	100.0%	1
18	福井	17	17	100.0%	1	○	11	64.7%	14
19	山梨	28	28	100.0%	1	○	2	7.1%	40
20	長野	80	80	100.0%	1	○	80	100.0%	1
21	岐阜	42	40	95.2%	28	○	15	35.7%	23
22	静岡	37	37	100.0%	1	○	25	67.6%	12
23	愛知	61	32	52.5%	44	○	18	29.5%	27
24	三重	29	29	100.0%	1	○	3	10.3%	39
25	滋賀	26	26	100.0%	1	○	5	19.2%	32
26	京都	26	26	100.0%	1	○	3	11.5%	37
27	大阪	43	43	100.0%	1	○	15	34.9%	24
28	兵庫	41	41	100.0%	1	○	40	97.6%	8
29	奈良	39	27	69.2%	40	○	6	15.4%	33
30	和歌山	30	30	100.0%	1	○	27	90.0%	9
31	鳥取	19	19	100.0%	1	○	0	0.0%	45
32	島根	21	21	100.0%	1	○	7	33.3%	25
33	岡山	27	27	100.0%	1	○	27	100.0%	1
34	広島	23	11	47.8%	46	—	3	13.0%	35
35	山口	20	3	15.0%	47	—	1	5.0%	42
36	徳島	24	13	54.2%	43	—	1	4.2%	44
37	香川	17	10	58.8%	42	○	0	0.0%	45
38	愛媛	20	15	75.0%	33	○	3	15.0%	34
39	高知	34	34	100.0%	1	○	17	50.0%	19
40	福岡	66	66	100.0%	1	○	16	24.2%	30
41	佐賀	20	20	100.0%	1	○	1	5.0%	42
42	長崎	23	23	100.0%	1	○	17	73.9%	11
43	熊本	47	47	100.0%	1	○	47	100.0%	1
44	大分	18	18	100.0%	1	○	18	100.0%	1
45	宮崎	28	28	100.0%	1	○	12	42.9%	20
46	鹿児島	45	27	60.0%	41	○	5	11.1%	38
47	沖縄	41	41	100.0%	1	○	21	51.2%	18
全国平均				86.50%		87.2%		43.6%	

1800

1557

41

784

※ 市区町村数には、政令指定都市も含む。

都道府県別犯罪被害者等施策関係事業等一覧

		国民のつどい				モデル事業		地方自治体研修		メルマガ投稿件数				
		H18	H19	H20	H21	H20	H21	H20	H21	H18	H19	H20	H21	計
1	北海道		○	○	○	③	○			11	10	2	2	25
2	青森県									0	5	2	0	7
3	岩手県							○		0	0	3	0	3
4	宮城県									2	4	6	0	12
5	秋田県	○								4	8	6	0	18
6	山形県									3	1	7	1	12
7	福島県							○		1	3	1	0	5
8	茨城県		○			○	○	○		3	2	5	0	10
9	栃木県									6	2	3	0	11
10	群馬県									4	9	0	0	13
11	埼玉県							○		2	2	2	0	6
12	千葉県									1	2	1	0	4
13	東京都									3	6	13	1	23
14	神奈川県	○			○		○			1	6	11	2	20
15	新潟県									0	1	1	1	3
16	富山県							○		2	3	3	0	8
17	石川県									0	0	2	0	2
18	福井県					○				8	3	3	1	15
19	山梨県									5	2	0	0	7
20	長野県						○			5	8	6	0	19
21	岐阜県							○		2	5	7	0	14
22	静岡県			△			○			2	7	1	0	10
23	愛知県		○							2	1	2	0	5
24	三重県									1	5	2	0	8
25	滋賀県			○		○				3	6	3	0	12
26	京都府						②			4	8	4	2	18
27	大阪府	○				○		○		6	9	7	1	23
28	兵庫県							○		0	0	3	0	3
29	奈良県				○					0	3	2	0	5
30	和歌山県									4	6	3	0	13
31	鳥取県									0	1	3	0	4
32	島根県							○		2	4	1	0	7
33	岡山県							○		2	12	12	0	26
34	広島県									0	1	0	0	1
35	山口県									0	1	0	0	1
36	徳島県									0	0	0	1	1
37	香川県									0	1	0	0	1
38	愛媛県									2	8	5	0	15
39	高知県									0	0	0	0	0
40	福岡県			○						0	0	2	0	2
41	佐賀県									1	1	3	0	5
42	長崎県							○		1	7	6	0	14
43	熊本県		○			○				0	6	6	0	12
44	大分県									5	6	0	0	11
45	宮崎県									0	1	0	0	1
46	鹿児島県							○		0	7	3	0	10
47	沖縄県				○					3	2	3	0	8
48	札幌市									0	0	0	0	0
49	仙台市									1	0	0	0	1
50	さいたま市									0	1	1	0	2
51	千葉市									0	1	0	0	1
52	横浜市									0	1	0	0	1
53	川崎市									0	1	2	0	3
54	新潟市										2	2	0	4
55	静岡市						○			0	0	4	0	4
56	浜松市			○							1	0	0	1
57	名古屋市									0	1	0	0	1
58	京都市									1	1	0	0	2
59	大阪市									0	3	11	0	14
60	堺市									0	1	0	0	1
61	神戸市									0	1	0	0	1
62	広島市									0	1	0	1	2
63	北九州市				△					0	0	2	0	2
64	福岡市				△					0	1	2	0	3

(注1)国民のつどいの「△」は、共催として参加した自治体。

(注2)モデル事業の丸数字は、複数の事業を実施したことを示す。

(注3)メルマガ投稿件数は、同じ月に複数の記事を投稿した場合も、記事の数をカウントしている。